

国民健康保険の運営状況等について

令和3年度
宮城県国民健康保険運営協議会
(第1回)
令和3年12月24日
宮城県保健福祉部国保医療課

目次

- 1 国保制度改革の状況
- 2 本県国保の現状について
- 3 国保財政の概要
- 4 第2期宮城県国民健康保険運営方針の概要
- 5 国民健康保険法の改正事項について
- 6 国保に係る新型コロナウイルス感染症対策について
- 7 本県国保の今後の課題への対応

1 国保制度改革の状況

国保特有の課題

- ・ 年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ・ 所得が低い
- ・ 保険料（税）負担が重く収納率が低い
- ・ 財政運営が不安定
- ・ 市町村間の格差の存在



平成30年度以降の国保制度改革

- ① 都道府県単位化，県と市町村の役割分担
 - ・ 県は国保の財政運営の責任主体
 - ・ 市町村は，資格管理，保険給付，賦課徴収などをきめ細かく対応
- ② 財政支援の拡充
 - ・ 国の財政支援の拡充（年3,400億円）
 - ・ 財政安定化基金の造成（全国2,000億円）
 - ・ 保険者努力支援制度の創設，拡充



今後の主な課題

- 制度を持続可能なものとするための国保財政基盤の確立
- 法定外繰入，繰上充用の解消
- 保険料（税）水準の統一
- 医療費適正化の推進
- 市町村格差の是正

国民健康保険制度における都道府県・市町村と国保連合会の役割分担

改革の方向性

国保制度運営	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、都道府県内の国保の運営の統一的な方針としての国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進 ○ 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業などを適切に実施 ○ 国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援
--------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

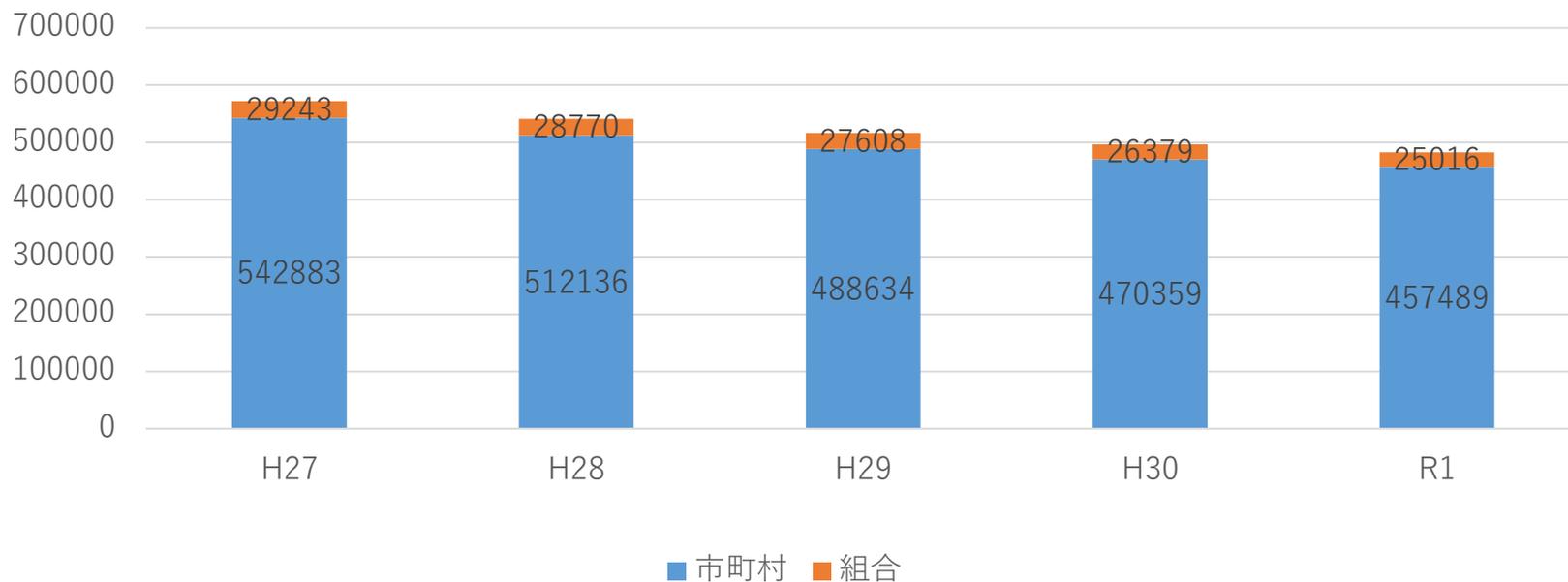
	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割
資格管理	<ul style="list-style-type: none"> ・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 〔被保険者証等の発行〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険者事務共同電算処理
保険料の決定 賦課・徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・標準的な算定方法等により、市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料適正算定への支援
保険給付	<ul style="list-style-type: none"> ・給付に必要な費用を、全額、市町村に 対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等 	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬の審査支払業務 ・第三者行為損害賠償求償事務 ・レセプト点検の支援
保健事業	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握 ・市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援 ・市町村における健康・医療情報の横断的・総合的な分析 ・関係市町村相互間の連絡調整、市町村への専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を実施 ・健康・医療情報の活用及びPDCAサイクルに沿った事業運営 ・生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進 ・特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・データヘルス計画の策定、実施及び評価 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成 ・データヘルス計画の策定・評価の支援 ・国保ヘルスアップ(支援)事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の支援

出典：厚生労働省作成資料

2 本県国保の現状について

単位：人

国保の被保険者数の推移

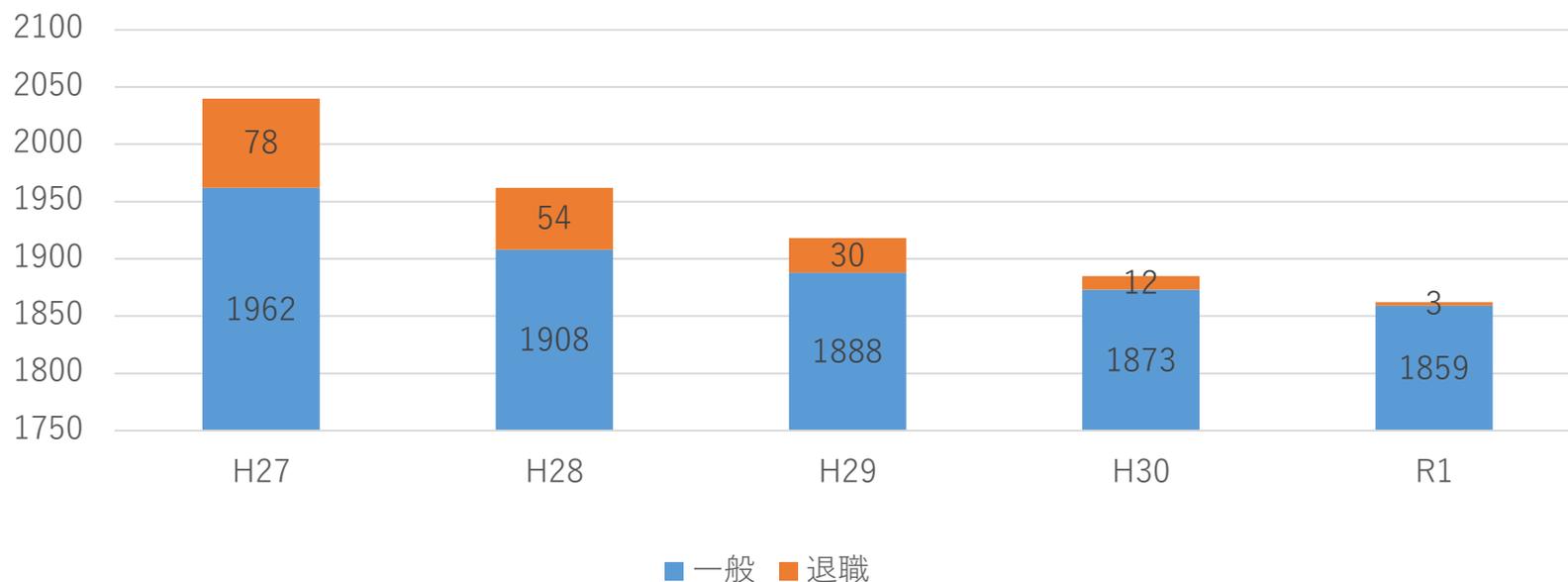


	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
市町村計	542,883	512,136	488,634	470,359	457,489
組合計	29,243	28,770	27,608	26,379	25,016
県計	572,126	540,906	516,242	496,738	482,505

出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要

単位：億円

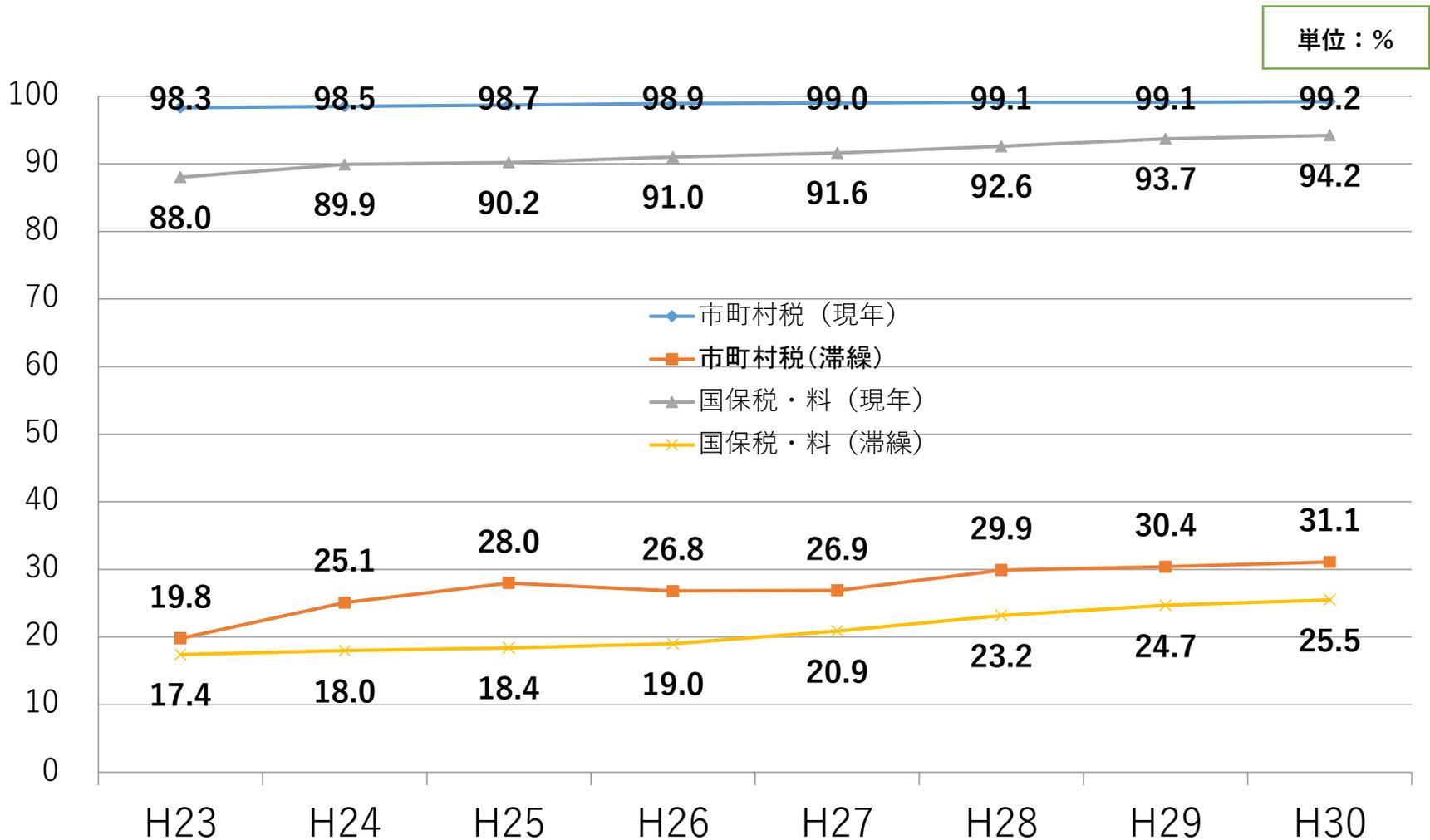
医療費の推移



	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H 3 0	R 1
一般分	1,962	1,908	1,888	1,873	1,859
退職分	78	54	30	12	3
県計	2,040	1,962	1,918	1,885	1,862
1人当たり医療費	346,235円	348,984円	360,741円	369,456円	377,684円

出典：国民健康保険・後期高齢者医療の概要

市町村税及び国民健康保険料（税）収納率の推移

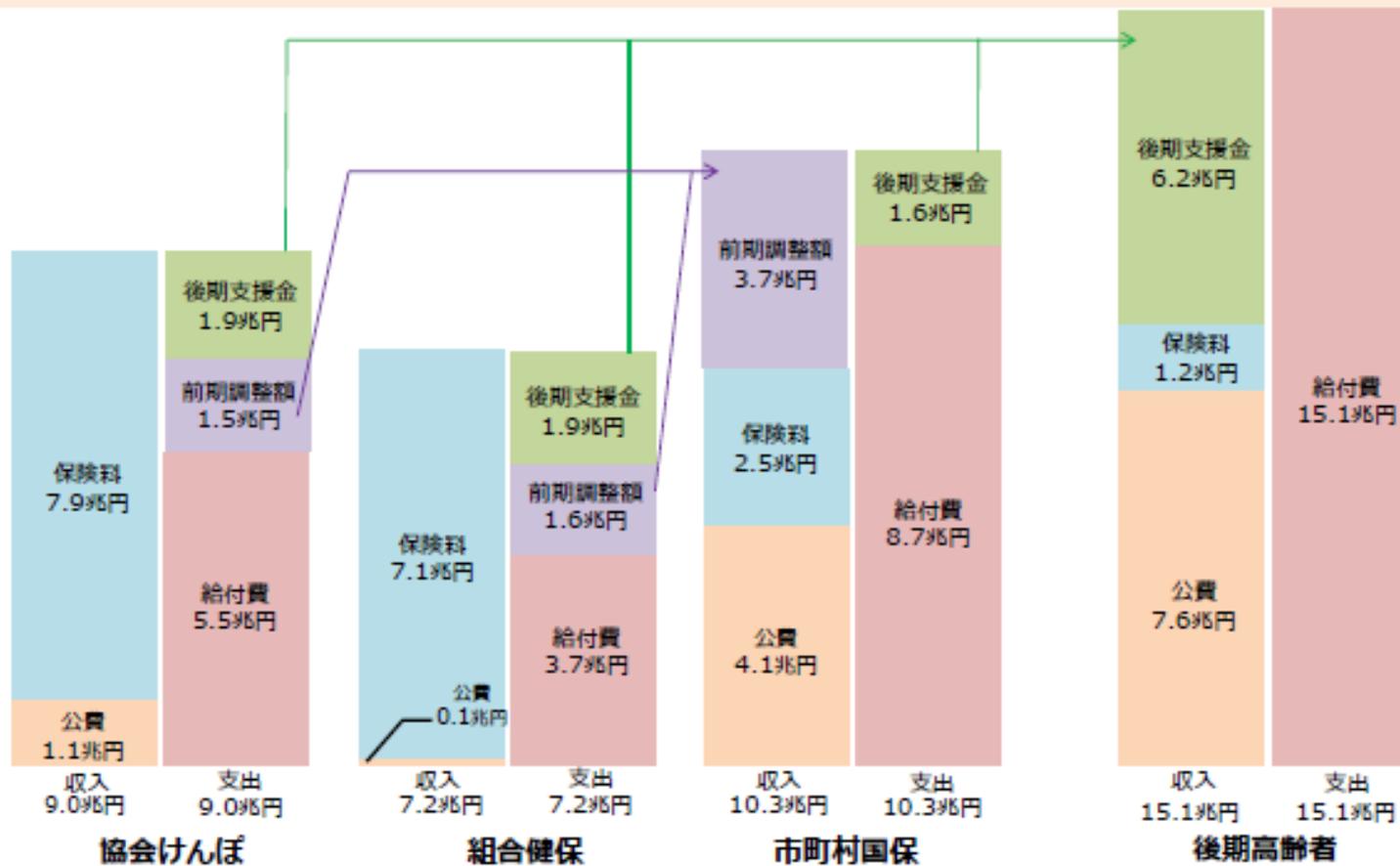


出典：事業年報，市町村税徴収実績調

3 国保財政の概要

制度別の財政の概要（平成30年度）

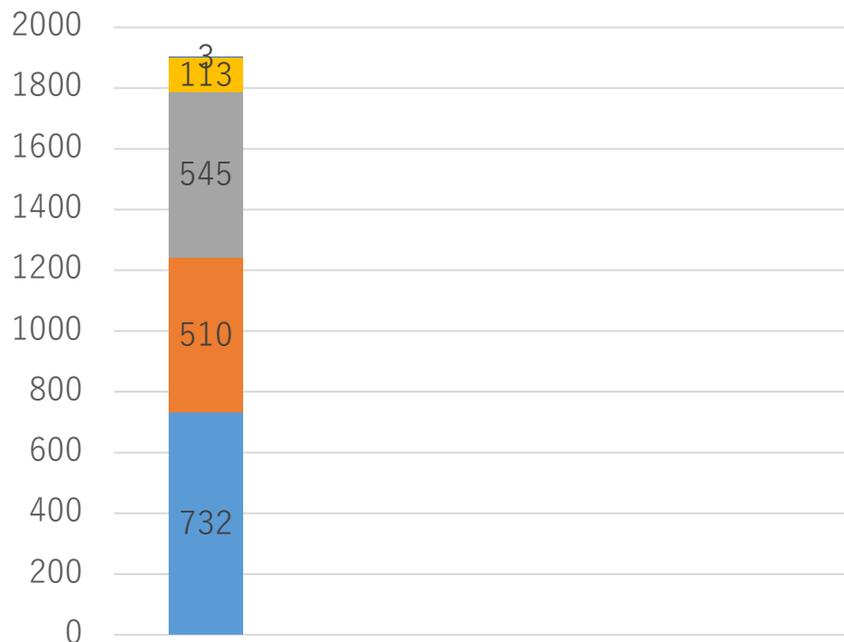
医療保険制度間では、年齢構成による医療費の違いなどに起因する財政の負担を調整するために、負担を調整する仕組みが存在（前期調整額）。また後期高齢者に係る給付費の一部は他の制度も支援金という形で負担している。



出典：厚生労働省作成資料

令和3年度の本県の国保特会予算の概要

歳入の内訳



■ その他

■ 一般会計繰入金 (県)

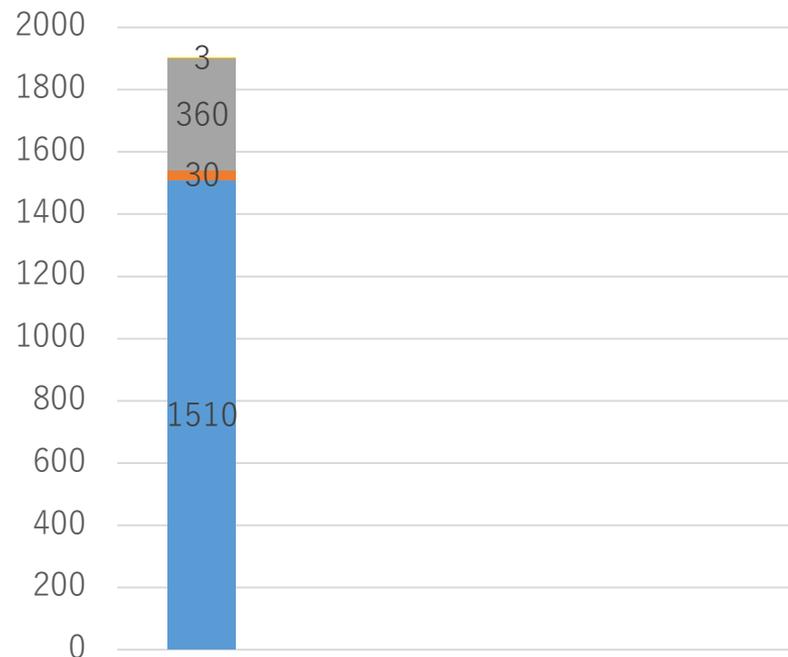
■ 事業費納付金 (市町村)

■ 国交付金等 (国)

■ 前期高齢者交付金 (基金)

歳入計 1,903億円

歳出の内訳



■ 普通交付金 (市町村)

■ 特別交付金 (市町村)

■ 後期支援金等 (基金)

■ その他

歳出計 1,903億円

4 第2期宮城県国民健康保険運営方針の概要

○ 策定の目的

運営方針は、県と県内各市町村が一体となって国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について策定するもの。

○ 策定の根拠

国民健康保険法第82条の2に基づき県が策定する。なお、策定に当たっては、法第11条第1項に基づき、国保運営協議会に運営方針案を諮問し、同協議会からの答申を受けて策定することとなっている。

○ 第2期国民健康保険運営方針の対象期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

○ 検証・見直し

最終年度までに運営方針の評価・検証を行い、その結果に基づいて必要な見直しを3年ごとに行う。

○ 主な内容

保険料（税）の標準的な算定方法、保険料（税）の徴収の適正な実施に関する事項、保険給付の適正な実施に関する事項、医療費適正化に関する事項 など

5 国民健康保険法の改正事項について

1 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）の趣旨

「全世代型社会保障改革の方針について」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心というこれまでの社会保障の構造を見直し、全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」を構築するため、関係法の改正を行うもの。【令和3年6月11日公布】

2 国民健康保険法関係の改正事項

(1) 子どもに係る国民健康保険料等の均等割額の減額措置の導入

国民健康保険の保険料（税）について、子ども（未就学児）に係る被保険者均等割額を減額し、その減額相当額を公費で支援する制度を創設する。【令和4年4月1日施行】

(2) 国民健康保険の財政安定化基金を、都道府県が国民健康保険事業費納付金の著しい上昇抑制等のために充てることを可能とする。【令和4年4月1日施行】

(3) 都道府県国民健康保険運営方針について、保険料の水準の平準化や財政の均衡に関して記載事項に位置付ける。【令和6年4月1日施行】

6 国保に係る新型コロナウイルス感染症対策について

① 傷病手当金の支給

(支給要件)

新型コロナウイルス感染症に感染した、または感染疑いがある被用者が労務に服することができない期間について、傷病手当金を支給する。

(対象期間)

令和2年1月1日から令和4年3月31日まで

(財政支援)

市町村が支給した傷病手当金の全額が国費で支援される。

② 国民健康保険料（税）の減免

(該当要件)

世帯の主たる生計者が死亡、または重篤な傷病を負った世帯、事業収入などが前年と比べて3割以上減少することが見込まれる世帯等。

(対象期間)

令和2年2月1日から令和4年3月31日までに納期限が設定されているもの

(財政支援)

令和元年度及び2年度分は全額国費で支援。令和3年度分は減免額の割合に応じて4割～10割を国費で支援。（国補正予算成立後は、国費の財政支援割合が全て10割となる予定）

7 本県国保の今後の課題への対応

○ 県及び市町村の国保財政の健全性の確保

- ・平成30～令和2年度の3年間は、県の国保特会については概ね順調に運営されているが、持続可能な国保制度を維持するために、県、市町村とも国保財政の健全化を図る努力を継続していく必要がある。

○ 保険料（税）水準の統一

- ・統一の定義や時期を早期に確定させ、統一に向けたロードマップを作成するなど、市町村との議論を加速化する必要がある。

○ 財政安定化基金の活用の検討

- ・法改正を受けて、財政安定化基金条例の改正手続きを進めるとともに、財政調整事業を活用する場合のルールづくりを行う。

○ 医療費適正化の取組の推進

- ・被保険者が減少する中で、限られた財源を有効活用するため、被保険者の健康づくりと医療費の更なる適正化の取組を推進する。